

○山梨市公共交通利用通学者支援特急補助金交付要綱(案)

(趣旨)

第1条 この要綱は、東日本旅客鉄道株式会社(以下「JR東日本」という。)が運行する特急列車のうち、特定の早朝時間帯に運行される列車の活用を促進し、通学の利便性向上を図るとともに、大学等への進学を契機とした若者世代の人口流出を抑制し、本市への定住促進に資するため、早朝特急等を利用して県外の大学等に通学する者に対し、特急券の購入費用の一部を予算の範囲内において補助することに関し、山梨市補助金等交付規則(平成17年山梨市規則第43号)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特急券 JR東日本において発券するあずさ号及びかいじ号の特急券(これに類するものとして市長が認めるものを含む。)をいう。
- (2) 早朝特急 JR東日本が運行する上りの特急列車のうち、山梨市駅を午前6時以前に出発する第1便をいう。
- (3) 大学等 鉄道会社によって通学定期券の発行が可能である学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める大学院、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和8年4月1日以降に県外の大学等へ早朝特急を利用して通学を行う者で、1月(次条第3項に定める期間をいう。以下同じ。)に10回以上早朝特急の利用がある者
- (2) 山梨市公共交通利用通学者支援補助金交付要綱(令和6年山梨市告示第67号)の規定による補助金(以下「支援補助金」という。)の交付決定を受けている者

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、補助対象者が支援補助金の対象となる通学定期券を用いて大学等への通学する際に購入し使用した特急券の購入費用とし、1月当たり20回分を上限とする。この場合において、当該特急券のうち1月当たり10回以上は、早朝特急を利用したことを証明しなければならない。

2 補助金の額は、前項に規定する経費の2分の1の額とする。

3 第1項にいう「1月」とは、市長が別に定める。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、市長が別に定める期日までに、山梨市鉄道通学支援特急補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 特急券の利用期間に対応する支援補助金の交付決定通知書の写し

(2) 第4条第1項に規定する要件を満たす特急券の購入及び利用を証する書類

(3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付の可否及び補助金の額を決定したときは、山梨市鉄道通学支援特急補助金交付決定(不交付)通知書(様式第2号)により申請者に速やかに通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

2 補助金の交付は、口座振込により行う。

(補助金の取消し及び返還)

第8条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

- (2) 第3条第2号に規定する支援補助金の交付決定が取り消されたとき。
 - (3) 特急券を払い戻し、又は第三者に譲渡、転売若しくは貸与したとき。
 - (4) その他市長が補助金の交付を不相当と認める事由が生じたとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。この場合において、補助金の取消期間及び返還額は、市長が決定するものとする。
- 3 前2項の規定による取消し又は返還命令により交付決定者に損害が生じた場合であっても、市はその賠償の責めを負わない。

(実証調査等)

- 第9条 市長は、補助金の適正な執行のため必要があると認めるときは、交付決定者に対し報告を求め、又は実地調査を行うことができる。
- 2 市長は、交付決定者に対し、必要に応じて情報の提供その他の協力を求めることができる。

(情報の公開)

- 第10条 市長は、本事業を通じて得られた情報について、個人が特定できる情報を除き、公表することができる。

(その他)

- 第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、JR 東日本の公表する早朝特急の臨時運行期間が終了した場合、当該終了の日限り、その効力を失う。
- 3 前項の規定によりこの告示が効力を失った場合であっても、失効日同日までの利用分に係る補助金の交付申請、決定、及び返還に関する規定については、失効後も、なおその効力を有する。